

多様な宗教・生活習慣への対応力の強化 Q&A

補助対象事業者

No.	問	回答
1	「DMO」とは、候補法人を含むのでしょうか。	含まれます。
2	「観光協会等」とは、団体名が〇〇観光局、〇〇観光・コンベンション協会等の名称の団体も含まれるでしょうか。	含まれます。観光振興を目的として公益的な事業を行う団体に限ります。

交付決定等のスケジュール

No.	問	回答
3	内示、交付決定の時期はいつになるのでしょうか。	最短でも、要望書を受け付けた月の翌月中旬に内示、同月末に交付決定となります。ただし、申請内容の確認等に時間を要する場合もございますので、余裕をもった事業計画を作成してください。
4	完了実績報告書の提出は、いつまでにすればよろしいでしょうか。	要綱上、完了実績報告書の提出については、補助事業の完了後、1ヶ月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとしておりますが、可能な限り速やかに事業を進めていただき、3月上旬までに事業完了、3月10日までを目標として事業完了報告書をご提出いただきますようお願いいたします。

補助対象事業

総論

No.	問	回答
5	補助金額に上限・下限はありますか。	上限も下限もありません。
6	すでに事業着手・契約をしている事業について申請することは可能でしょうか。	補助対象となりません。交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
7	国からの補助とは別に都道府県等自治体からの補助金等を受けることは可能でしょうか。	可能です。ただし、自治体による補助金等の財源が国費である場合は、不可能となります。
8	観光庁からの補助とは別に国の補助金等を受けることは可能でしょうか。	同一事業に対し、国の補助金等を複数受けることはできません。
9	人件費は補助対象となるでしょうか。	人件費は補助対象となりません。
10	繰り越して事業を実施することは可能でしょうか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
11	「特定の宗教を助長・促進することを目的とした内容」とはどのようなものを示しますか。	特定の宗教の教義等を推奨する内容や、他の宗教について批判的・否定的な内容を伝えるものを指します。なお、生活習慣等の配慮が必要となる点についての紹介の前提として、宗教上の根拠を伝えることについては妨げるものではありません。
12	全国から参加者を募集する啓発事業や視察事業は補助対象になりますか。	特定地域の受入環境整備を図る事業を補助対象としており、受入環境整備を行う地域が特定できない啓発事業や視察事業は補助対象となりません。

多様な宗教・生活習慣への対応力の強化 Q&A

啓発事業		
No.	問	回答
13	「セミナー等の趣旨と著しく異なる目的で開催される他の会議や説明会等」とはどのようなものを指しますか。	特定のサービスや商品の紹介・販売を目的とするものや、観光と一切関係がない内容を紹介するセミナー等を示します。なお、申請事業者の総会等の後に行われるセミナー等については補助対象となります。
14	他の説明会や会議との同時開催の場合、補助対象経費はどのように算出すればいいのでしょうか。	会場借料や印刷製本費について、使用時間や枚数により按分することで補助対象経費を算出してください。
15	セミナー等の講師の紹介は可能ですか。	紹介は行っておりません。 全国の自治体等において過去に行われたセミナーや、観光庁の実証事業を参考にご選定ください。 観光庁実証 http://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000088.html
16	「執筆謝金」とは、どのようなものを指しますか。	実践的なセミナー等において、事業実施のために地域の実情に合わせて新たに作成されたオリジナル資料を指します。申請事業以外のセミナー等において既に作成、使用された資料は補助対象となりません。 「(参考1)謝金の標準支払基準」を参考に算出ください。
17	印刷製本費について、パンフレット等の印刷は補助対象となりますか。	セミナー等の参加者に会場で配布される資料（テキスト等）の印刷のみを対象としており、セミナー参加者以外にも配布することを目的に印刷されたパンフレット等の印刷は補助対象外となります。
視察事業		
No.	問	回答
18	視察の対象となる先進地とはどのような場所を指しますか。	申請事業に関わる受入環境整備において、対象とする訪日外国人が相当数訪れており、受入の具体的取り組みが積極的に行われている地域を指します。 「別紙4-2」に視察先選定理由を記載してください。
19	訪日外国人等の旅行者の受入に関わりがない方の参加は可能でしょうか。	視察参加者が、視察後に学んだ事を活かしアクションを起こしていただくことを期待するところから、原則として宿泊事業者や飲食店事業者等の訪日外国人等の旅行者の受入に関わる方を対象としてください。
20	「旅費」について補助対象となる費用は何ですか。	「交通運賃」と「宿泊料」のみが補助対象です。それ以外にかかる費用については、補助対象外です。（「視察旅費の考え方」に基づき算出してください）
21	申請事業者の事務局が視察に随行する場合、事務局に掛かる旅費は補助対象となりますか。	補助対象外です。 事務局以外の参加者の旅費が補助対象となります。
22	参加者から必ず参加費等を徴収する必要はありますか。	必要ありません。 なお、視察参加者の自己負担する参加費等は補助対象外となります。
23	印刷製本費について、パンフレット等の印刷は補助対象となりますか。	視察参加者に配布する部数の資料（テキスト等）の印刷のみを対象としており、視察参加者以外にも配布することを目的に印刷されたパンフレット等の印刷は補助対象外となります。